

## 知床五湖の利用のあり方協議会 知床五湖登録引率者審査部会 設置要領

### (名称)

1 この会議は、「知床五湖の利用のあり方協議会 知床五湖登録引率者審査部会」(以下「審査部会」という。)と称する。

### (目的)

2 審査部会は、知床国立公園知床五湖利用調整地区のヒグマ活動期において、立ち入り認定申請をおこなうことができる知床五湖登録引率者の養成、審査の実施及びヒグマ活動期のルールの見直し等に関する事務について検討を行い、同地区の円滑な運用に資することを目的とする。

### (審査部会の活動)

3 審査部会は、次に掲げる事項の検討・実施を行う。

- (1) 知床五湖登録引率者の養成に関する事項
- (2) 知床五湖登録引率者の資格の審査に関する事項
- (3) ヒグマ活動期の利用ルールに関する事項
- (4) その他、審査部会の目的を達成するために必要な事項

なお、利用適正化計画の変更に係る事項については、審査部会の検討結果を協議会に報告し、その他の事項については審査部会の決定をもって、協議会の決定とする。

### (構成員等)

4 (1) 審査部会は、別表に定める知床五湖登録引率者の養成、登録等に関する者であって、知床五湖の利用のあり方協議会会長の指名する者により構成する。

(2) 構成員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(3) 審査部会は、専門的な助言を得るために、専門家や関係機関の参画を求めることができる。

(4) 構成員に欠員が生じたときには、構成員を補充することができる。なお、補充構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (部会長等)

5 (1) 審査部会には、部会長1名、会計1名、監事1名を置く。

(2) 部会長は、会務を統括する他、審査部会の議事を進行する。

(3) 部会長は、自ら審査部会に出席することができない場合は、あらかじめ、審査部会の議事進行にあたる部会長代理を指名することができる。

(4) 会計は、審査部会の会計経理を行う。

(5) 監事は、審査部会の会計経理を監査する。

(6) 部会長及び監事は、構成員の互選により選出する。

( 7 ) 会計は、指定認定機関である知床財団が担当する。

( 会計規定 )

- 6 ( 1 ) 審査部会は、会務の運営にあたり、養成または試験の実費にあたる金額の全部又は一部を受益者から得ることができる。
- 6 ( 2 ) 会計事務の実施に関する詳細は、別途協議会の同意を得て策定する会計規則において定める。

( 事務局 )

- 7 審査部会の事務局は、環境省釧路自然環境事務所、北海道オホーツク総合振興局及び斜里町の三者が共同で行う。

( 情報公開 )

- 8 審査部会は、個人情報等の取り扱いに関するため、非公開で開催するが、検討結果については、個人情報の適正な取り扱いに留意した上で、審査部会終了後、速やかに会議資料、会議録等をインターネット等により公開する。

( 改正 )

- 9 この要領は、協議会構成員の発議により、協議会での合意を得て改正することができる。

附則

( 施行期日 )

この要領は平成22年9月16日より施行する。

この要領は平成23年3月28日より施行する。

この要領は平成23年12月8日より施行する。

(別表)構成員

(財)知床財団(2名)  
(財)自然公園財団(1名)  
ウトロ自治会(1名)  
NPO法人知床斜里町観光協会(1名)  
知床ガイド協議会(1名)  
知床エコツーリズム推進協議会(1名)  
知床五湖登録引率者(3名)  
環境省釧路自然環境事務所ウトロ自然保護官事務所(1名)  
才ホーツク総合振興局環境生活課(1名)  
斜里町環境保全課(2名)

## 知床五湖の利用のあり方協議会 知床五湖登録引率者審査部会 会計規則

### (目的)

1 この規則は、知床五湖の利用のあり方協議会 知床五湖登録引率者審査部会設置要領6(2)の規定に基づき「知床五湖の利用のあり方協議会 知床五湖登録引率者審査部会(以下「審査部会」という。)」の会計事務に関する詳細を定め、適正な事務実施をはかることを目的とする。

### (口座の開設)

2 明確かつ適正な会計処理を行うため、審査部会部会長名の口座を開設する。

### (収入)

3 登録引率者新規養成研修の受講者は受講料を受講開始時に納入することとする。

4 受講料は次のとおりとする。

10,000円

5 登録引率者登録試験の受験者は受験料を出願時に納入することとする。

6 受験料は次のとおりとする。

3,000円

### (支出)

7 登録引率者研修及び登録試験にかかる経費として次のものを支出することができる。

(1) 研修講師及び検定員の人物費

(2) 研修講師及び検定員の交通費

(3) 研修及び検定に必要な資機材の経費

(4) その他部会長が認める養成研修及び検定に必要な経費

8 講師及び検定員の人物費、交通費はつきのとおりとする。

(1) 講師及び検定員の人物費は講師派遣団体・組織の規定を上限として支払うことができることとし、規定がない場合には環境省規定の謝金額を上限として支払うことができることとする。

(2) 講師及び検定員の交通費は環境省旅費規程を上限に支払うことができるこことする。

附則  
( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成23年12月8日から施行する。  
この規則は、平成25年4月15日から施行する。